

アメリカから見た日本の行政改革



ミラー・ジェームス
マンسفールドフェロー
MansfieldFellow@gmail.com

否認の告示...

- The opinions expressed are those of the author and do not necessarily represent the views of the Federal Communications Commission or the United States Government; The Maureen and Mike Mansfield Foundation; or any Japanese Ministry or the Government of Japan.

プレゼンの流れ

- 自己紹介
- 市場と行政管理の均衡
- アメリカの行政改革 “電波界の一例”
- 日本の行政改革
- これからの課題

自己紹介

- 1861年1月29日に州となる【34番目】
- 州花 ひまわり
- 州動物 バファロー
- “Home on the Range”
- 面積211,901 sq km
- 2004年度人口 2,735,502



自己紹介

- 田舎育ち(カンザス州地図)
- はるばる日本の福井県へやってきた、
高校時代の北陸との出会い
- 金沢での生活
- 帰国後、弁護士、官僚となった
- マンスフィールドドフェロー
- 櫻田事務所

公民制度の日米比較

- 契約制・終身雇用制 (CAREER)
- **Government Service (GS) と Senior Executive Service (SES)**
- 一般、専門職
 - 技術家、弁護士、経済学者
 - ロースクールの在学中にインターン
 - 外交官・Foreign Service Exam, U.S. Postal Civil Service, Military
- 倫理—
 - 金銭的、任務
- USAJOBSのポータル

公民制度の日米比較

- “Civil Service”という公務員制度は法律で定義付けられ：
 - “all appointive positions in the executive, judicial, and legislative branches of the Government of the United States, except positions in the uniformed services.” (United States Code Title 5 § 2101).
- 二つの制度があり
 - “Competitive”の一般競争採用制
 - “Excepted”免除(特殊)採用制

アメリカにおける行政の考え方

- 市場とは、
- 国民の自由に任せて、取引が自然に行える
- しかし、自由放任主義経済による弊害に対し、国民の生活領域に介入する必要性が認められる場合がある。
- 規制をかける場合、独占・公正取引、または行政管理というルールがある。
- 行政管理についての”根拠法”と”手続法”

市場・消費者が主役

- 消費者の需要及び生産者のニーズ
 - 消費者のニーズを反映し、資源の価格、供給、形態などが、需要に応じて変動する
 - 市場で生き残る生産者は、状況を見て、運営の効率向上、市場開拓・商品開発など行う
 - 経済論に沿ってみる限り、産業政策は、消費者・生産者の判断誤りを懸念して介入することが、市場のメカニズムを妨害し、結局、国民のためにならない
- 規制が必要な場合もあるが、必要以上に国が介入しないのが基本

規制とは、

- 自由放任主義経済による弊害などに対し、国民の生活領域に介入する必要が認められる場合
- 経済規制の統制の二つの規制
 - 独占禁止法ルート
 - あらゆる市場において使う
 - 行政監理ルート
 - 自由競争に欠けている市場で使う

立法と行政の役割分担

- 連邦議会の議員が憲法上の権限で、“根拠法”を制定して、行政にこれといった内容の管理を委譲する。
 - － “行政裁量”が決まる。
- 議員が行政手続法などを制定して、“このやり方で”行政の政策策定の著しいやり方指定する。
- 行政が議員からの委譲を受けて、省令などを制定して、業界を管理する
 - － 行政裁量で省令などを作る。

国民を意識した 行政手続の重要性

- 行政立法手続法 (APA)
 - 公正な行政行為と国民の意見を十分に勘案する。
 - 連邦行政の立法はAPAに従う義務がある。
- 行政自身で省令を作るケース、直接国民の要望からでも規定作る場合がある。
- ”パブリックコメント” 一意見募集
 - 意見とその反論の攻防で、専門知識などを活かして、そのポイントが言えている、何が一番 ”公益” のためになるかを決める。

規制が必要なケース

- 電波に規制がなかった20世紀の始めに悪化した電波混信
 - タイタニックの大事故と無線通信
 - 放送、通信による利用争い
- 需要と利用可能性を勘案して、電波は希少性が高いものとされ、自由放任主義経済による弊害に対し、国民の生活領域に介入する必要性が認められる
- 米国では、1934年国家の連邦法律である通信法によって、「電波」という資源は、国家のFCC／NTIAで監理するものとなった
- しかし、当時の技術レベルや利用形態を勘案してできた規制は、インターネット時代に見合っているかの疑問
 - 当時の技術では電波共用が困難だったため、混信による公害を防ぐには、周波数、距離(最大出力)及びその他の排他的利用が必要だとされた

行政にかかる手間と時間

- 使いたい人へ
 - 従事者、免許制度
 - 免許不要利用
- 使いたい利用方法へ
 - 新しい技術の利用
 - 新しいサービス・利用形態
- 再編の行政作用は政治的、技術的にも判断しにくい内容であり、解決には時間が掛かりすぎるものだと考える。
- 手間と時間がかかる、、

電波管理にみる行政改革

- 通信の社会的重要性から来る危機
 - 免許の本質を市場原理で考える場合、排他的許可が高い経済価値のもの
 - 放送メディア集中排除の根拠
 - 携帯電話の事業者による合併買収
- 極力、国が介入しない電波管理が望ましい
 - 市場をどう使って、公益が得られるか
 - 通信行政についての市場原理を尊重する
 - 政策行政が中心になる政策過程から、民間ニーズに答えやすい過程への推移

市場原理における政策の日米比較

- 電波利用料制度
 - 経済価値を尊重する
 - “プライベート”の面は認めない
- 二次的政策
 - 経済価値を尊重する
 - 免許人同士及び一般の市場によるプライベート取引を中心とする
- 国民にとっての利益という思考で、公益を齎すには、次代の電波監理をどう変えていくべきかの難問が残る
- 行政に経済価値をより重視すべき

市場原理政策における注目の訴訟

- 今後の規制緩和の進め方において、
- 行政裁量と一般民法の抵触は重要課題と残る
- 民営化・規制緩和・市場原理を尊重した政策策定は益々の勢いで進んで、法理観点からの解釈、またはその専門家が必要になるであろう

市場原理政策における注目の訴訟

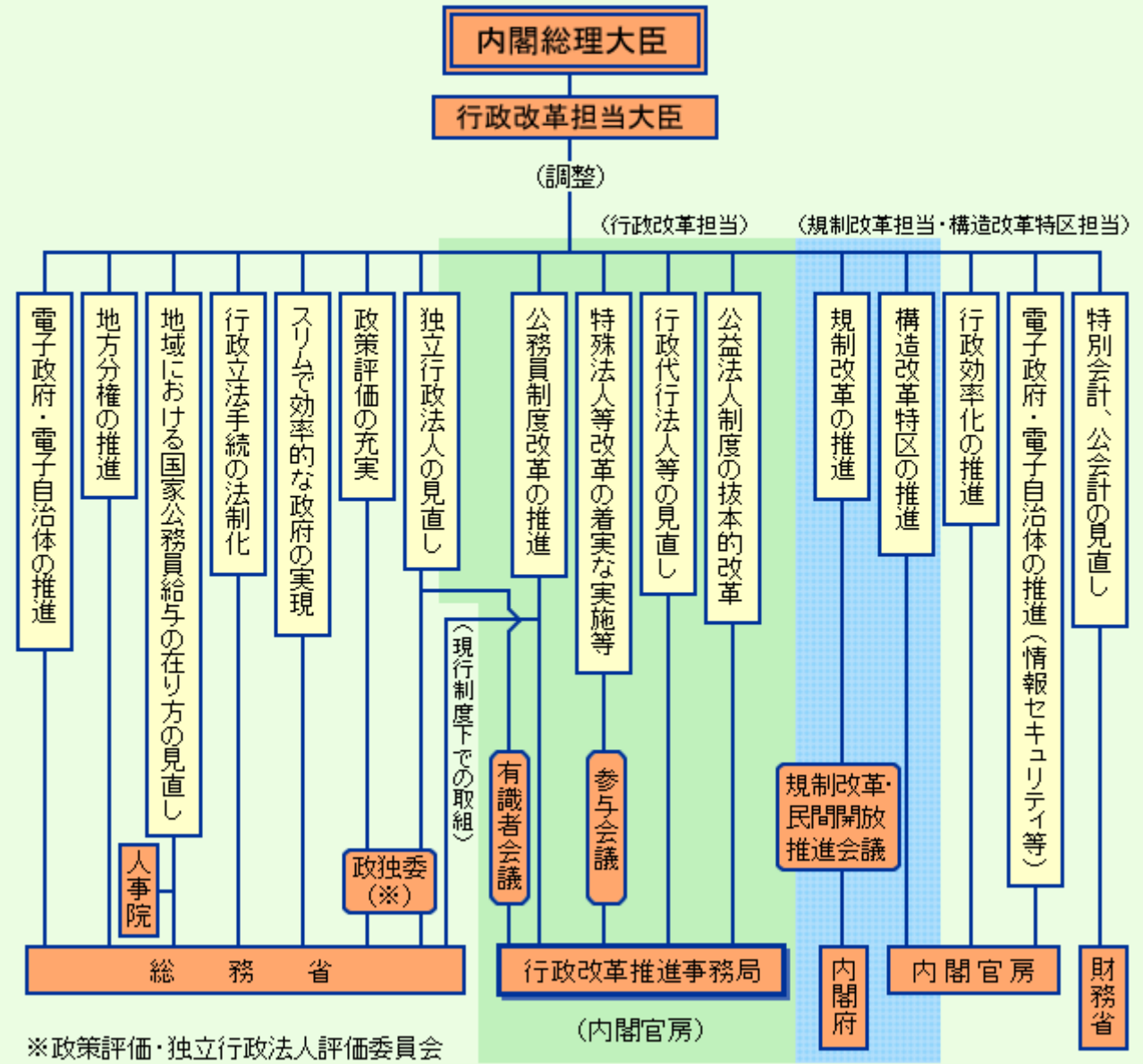
- Nextwaveは、\$50億でPCSのCとFブロック免許を競売で獲得したが支払に遅れてしまって、その直後、破産告知を行ったことを受け、FCCが免許を取り上げた。
- それぞれ5箇所の連邦裁判所で審議がされ、米最高裁判所は、担保取引においての担保権を完成したことなどを理由に、FCCが行政庁ではなく債権者として作用を行ったため、米破産法525(a)条の手続きに従うべきだと判断を下した。
 - NextWave Pers. Communications, Inc. v. FCC, 254 F.3d 130, 149–56 (D.C. Cir. 2001), aff'd, 537 U.S. 293, 308 (2003).
 - Bryer裁判官より反対意見もある

日本の行政改革

- ”行政改革” ”規制改革” ”民間開放改革”
 - 規制緩和
 - 行政手続・政策策定過程
 - 公共事業・行政作用の評価基準
 - 公務員制度・特殊法人
 - 民間解放—規制緩和

「今後の行政改革の方針」の推進スキーム（イメージ図）

- 規制緩和
- 行政手続
- 公共事業
- 公務員制
- 民間解放



日本の行政改革

- 規制緩和
 - ”ルール”・”組織”
 - ”必要以上”に規制している面の緩和
 - 市場化テストを積極的に活用

日本の行政改革

- 行政手続・政策策定過程
 - ◆ 行政立法手続の法制化
 - ◆ 意見募集”パブリックコメント”による攻防
 - ◆ 国民を中心と考える行政政策策定

日本の行政改革

- 公共事業・行政作用の評価基準
 - ”自然淘汰
 - 地方分権の推進”
 - 民間でのプロジェクト管理の常識
 - 時間に対する成果
 - コストに対する成果
 - あればいからやるのではなく、
相対的な評価認識

日本の行政改革

- 公務員制度・特殊法人
 - 民間なら常識になる一解雇・事業撤退
 - 給与の在り方の見直し
 - 評価基準一企業におけるの評価基準を導入
 - 人事利用プロジェクト・仕事の”公益”
評価基準
 - 地方事務所の潜在能力を活かす

日本の行政改革

- 日本の事例
 - リレーシヨンシップ^oバンキング
 - 規制緩和
 - 民間開放
 - 行政への甘え構造
 - 道州制度
 - アメリカ比較・憲法による連邦体制
 - 権限と責任
 - 官・民のバランス
 - 司法資格制度
 - 弁護士2種資格？
 - 法曹一元化
 - 包括的な相談

これからの課題

- 失敗を許す心構え
- 流動性を向上
- 労働社会と若者への”伝授”

Thank You!

ご清聴、どうも有り難う
ございました！